

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イを次のように改める。

イ 一部を改正する場合

告示番号	岩手県告示第 号	
	×何々要綱（何々年岩手県告示第何号）の一部を次のように改正する（改正し、何々年何月何日から施行（適用）する。）	
制定文	××何々年 月 日	
	岩手県知事 氏 名×	
本 則	改正前	改正後
	×（何々） 第3×何々・・・ <u>何々</u> ・・・・・・・・	×（何々） 第3×何々・・・・・・・・
	×・・・	×。
備考×改正部分は、下線の部分である。		

注 第3条第3項第1号の例の注の法務学事課総括課長が別に定める改正の場合に該当するときは、その場合における条例の形式の例に準じた形式とすること。

改正前	改正後
(契約書の形式)	(契約書の形式)
第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。	第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 委託契約の場合	(2) 委託契約の場合
[略] 第13×甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託×料の支払い（第11の規定による前金払を含む。）を×遅延した場合には、乙に対して、支払の日ま×での日数に応じ、支払うべき委託料につき年何パー×セントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならぬ。 [略]	[略] 第13×甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託×料の支払いを遅延した場合には、乙に対して×、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料に×つき年何パーセントの割合で計算した額の遅延利息×を支払わなければならない。 [略]
[略]	[略]
(3)～(9) [略]	(3)～(9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。